

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第1期第2四半期(自平成24年4月2日 至平成24年6月30日)

【会社名】 アートsparkホールディングス株式会社

【英訳名】 ArtSpark Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 匡人

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-3710-2985

【事務連絡者氏名】 取締役 星 和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-3710-2985

【事務連絡者氏名】 取締役 星 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日
売上高	(千円)	734,307
経常損失()	(千円)	270,846
四半期純損失()	(千円)	376,269
四半期包括利益	(千円)	362,809
純資産額	(千円)	3,221,303
総資産額	(千円)	5,102,999
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	56.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	62.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	223,539
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	259,774
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	110,500
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(千円)	1,631,958

回次		第1期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	56.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 当四半期連結会計期間(平成24年4月2日から平成24年6月30日まで)は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第2四半期連結会計期間」として記載しております。
5. 当社は平成24年4月2日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしておりません。

2 【事業の内容】

当社を共同持株会社とする「アートスパークホールディングスグループ」は、株式会社セルシスと株式会社エイチアイの2事業会社で構成され、当社、連結子会社2社、持分法適用関連会社2社により、主にコンピュータに関するソフトウェア及び周辺機器の企画、開発、販売、使用許諾及び保守管理等を行う子会社等の経営管理並びにそれに付帯関連する事業を営んでおります。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

なお、事業区分は報告セグメントと同一の区分であります。

(1) 電子書籍サポート事業

携帯電話利用者にコンテンツを配信するコンテンツプロバイダーもしくは通信キャリアに対して、当社子会社株式会社セルシスが開発した総合電子書籍ビューア「BS Reader」の提供・使用許諾を行い、当該ビューアを使用したコンテンツ売上に対する一定料率のロイヤリティを受け取っております。本事業ではこの他、マンガ等の出版物を携帯端末向けに加工するためのオーサリングソフトウェア「BS BookStudio」の開発及び販売（貸与）や、コンテンツ配信用のデータサーバー「ComicDC」の開発及び提供等も行っております。

(2) クリエイターサポート事業

イラスト制作ソフトウェア「CLIP STUDIO PAINT PRO」を始め、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズ及びアニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」等の企画から開発まで、当社子会社株式会社セルシス社内で行っております。イラスト制作ソフトウェア「CLIP STUDIO PAINT PRO」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」シリーズ、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」は、主に、PC流通業者及び小売業者を通して販売しております。

また、本事業では、インターネットを通じて、イラスト、マンガ、アニメ、小説を制作するクリエイターの創作活動をトータルに応援するサイト「CLIP」を運営しております。

(3) ミドルウェア事業

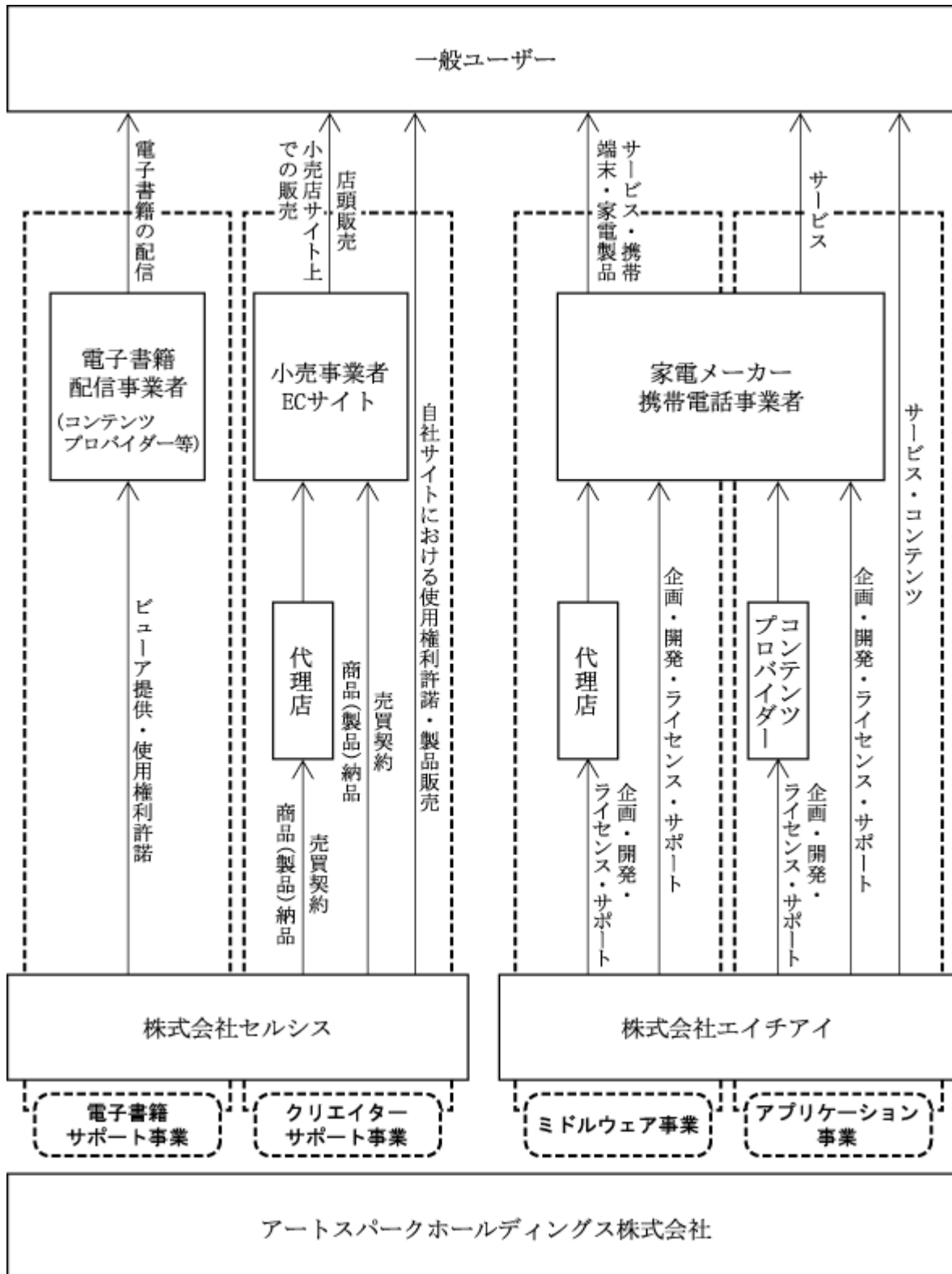
当社子会社株式会社エイチアイが開発した、「MascotCapsule UI Framework」、「Higlyph」等のグラフィクス関連ソフトウェア製品を、車載機・デジタルカメラ等のデジタル家電機器や、スマートフォン等のモバイル端末に向けてユーザーインターフェースソリューションとして使用許諾を行い、ライセンス収入を得ております。

また、ユーザーインターフェースのデザイン業務からソフトウェア開発業務、組み込み業務までを受託開発として請け負い、開発費及び保守・サポート費を得ております。

(4) アプリケーション事業

ミドルウェア事業で培ったグラフィクス関連技術をサービス・コンテンツ領域に提供しております。ゲームコンテンツ、サービス・コンテンツをコンテンツプロバイダーや携帯電話事業者から受託開発として請け負い、開発費を得る他、サービス・コンテンツからのロイヤリティ収入、運用収入等を得ております。

以上に述べた事業の系統図は概ね以下のとおりです。



持分法適用関連会社である5digistar(株)、(株)マスターピースの2社は、重要性がないため事業系統図への記載を省略しております。

当社は、平成24年4月2日に、株式会社セルシスと株式会社エイチアイの共同株式移転の方法による共同持株会社として設立されました。

当第2四半期連結会計期間末における関係会社の状況は以下のとおりです。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)セルシス	東京都 新宿区	907,548	電子書籍サポート事業、クリエイターサポート事業	100.0	役員5名兼任
(株)エイチアイ	東京都 目黒区	1,205,960	ミドルウェアの企画・開発・ライセンス販売・サポート、コンテンツ及びサービスの企画・制作・運用	100.0	役員4名兼任
(持分法適用関連会社) 5digistar(株)	兵庫県 神戸市 中央区	10,000	「Star Viewer」を中心とした電子書籍配信事業	23.9 (23.9)	役員2名兼任
(株)マスターピース	東京都 目黒区	81,150	3DCGコンテンツの販売及び受託制作並びに3DCGコンテンツプラットフォーム事業	15.8 (15.8)	役員1名兼任

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. (株)セルシスと(株)エイチアイは、特定子会社であります。
3. (株)マスターピースの持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。

なお、記載内容のうち将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の変動について

当社グループの業績は、新しいソフトウェア製品の発売時期や、当社グループ製品を搭載したデバイスの発売時期、受託開発業務の検収の時期に大きな売上計上となりますので、これらの影響により当社グループの業績も変動するという事業構造となっております。したがって、発注者である携帯電話事業者、コンテンツプロバイダー等の経営方針や開発スケジュール等に影響を受ける為、当社グループの業績も四半期毎に変動する可能性があります。

(2) 技術革新について

当社グループが主に事業展開しているソフトウェア業界は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、新技術、新サービスが次々と生み出されております。当社グループとしましては、当該技術革新に対応するよう研究開発を続けております。しかしながら、当社グループが新しい技術に対応できなかった場合、当社グループが想定していない新技術、新サービスが普及した場合又は競合他社が機能的、价格的に優位な製品で参入し、当社グループの市場シェアの維持が困難になった場合、当社グループの提供するソフトウェア、サービス等が陳腐化し、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

現在、当社グループの主な事業を推進するうえで、直接的規制を受けるような法的規制はありませんが、当社の子会社は顧客の個人情報を保有・管理しており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取り扱い事業者に該当します。完全に外部からの不正アクセスを防止する保障はなく、また、人的ミス等社内管理上の問題により、個人情報が漏洩する可能性は常に存在するため、個人情報の管理コストが増加する等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。万一、個人情報が外部に漏洩するような事態になった場合には、社会的信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権に関して、これを侵害することのないよう留意し、製品開発、販売を行っております。また、コンテンツ等の受託制作においては、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先委託企業に確認するよう努めております。しかしながら、当社グループの事業分野における知的財産権の現況を全て把握することは非常に困難であり、当社グループが把握できていないところで第三者の知的財産権を侵害している可能性は否定できません。万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求又は使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があります。こうした場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは研究開発型の企業グループであり、新製品の開発、販売を行っております。当社グループでは、特許権、商標権等の出願を行い、知的財産権の保全を図っておりますが、これらの出願が認められない可能性や取得済の特許権等が第三者により侵害される可能性があります。このような場

合には、解決するまでに多くの費用や時間を費やすことが予想され、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業は、その大半がヒューマンリソースに依存しており、事業拡大にあたっては、急速な技術革新への対応、継続的な研究開発等が不可欠であり、これらに対応する優秀な人材を適切な時期に採用し、育成することが必要不可欠であると考えております。その為、当社グループでは人材確保に注力しておりますが、必要とする能力のある人材を計画通りに採用又は育成できなかった場合には、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 出資等による業務提携について

当社グループでは、当第2四半期連結会計期間末において、投資有価証券409,002千円を保有しております。当社グループは事業シナジーが見込める国内外のソフトウェア関連企業に対して出資しております。

また、研究開発型である当社グループは技術獲得のためにもM&A及び提携戦略は重要であり、必要に応じてこれらを検討していく方針であります。これらの出資先は今後の当社グループの事業推進に貢献するものと考えておりますが、出資先の経営環境や経済環境の急変等、何らかの事象により出資・投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全に否定できません。このような場合、出資先の株式の減損処理等により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムトラブルによるリスクについて

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶネットワークに依存しており、インターネットを利用したサービスを提供するにあたっては、バックアップ体制の構築等の様々なトラブル対策を施しております。しかしながら、自然災害や不慮の事故等によって、これらのネットワークが正常に機能しなくなった場合には、サービス提供等の当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規ソフトウェア開発投資について

当社グループが事業を展開するソフトウェア及びインターネットサービスの業界においては技術革新の速度が非常に速いことから、常に魅力ある製品・サービスを提供して競争力を維持する継続的な研究開発及び製品開発を行っております。しかしながら、業界動向の変化等により投資を回収できるだけの収益が得られなかった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年4月2日付で、連結子会社である株式会社セルシス及び株式会社エイチアイとの間において、当社がそれぞれの会社を経営管理・指導するための経営指導契約を締結いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社は平成24年4月2日に、株式会社セルシスと株式会社エイチアイの共同株式移転の方法による共同持株会社として設立されました。よって、当四半期報告書は設立後最初に提出するものであるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に穏やかに回復傾向にあるものの、欧州の債務問題や円高の長期化など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境を見渡しますと、パーソナルコンピューター以外でのポータブルなネット接続機器の多様化や、デジタルカメラをはじめとする家電、車載機器、電子看板、店舗での操作端末など実用機器でのグラフィクス表示機能の技術が著しく進歩しており、一般への普及も進んでおります。今後、デジタルグラフィクスの制作から利用に関する技術とサービスや、利便性の高いデジタル機器のユーザーインターフェースの提供は、より一層社会的に重要な基幹活動の一つになっていくものと予想されます。

このような状況の下、当社グループは「デジタル“ものづくり”」の応援と支援を経営理念に掲げ、デジタルによるコンテンツの制作と利用が一般に普及する社会において、引き続き重要なポジションを担い続けられるよう、当社グループの強みであるグラフィクス関連技術とサービス開発の相乗効果を最大限に活かした事業活動を推進しております。

携帯端末市場の中心がスマートフォンへと急速に移行していく中で、当社グループは事業モデルが転換期にさしかかってきており、かかる変化を新たな成長機会として捉え、中長期的に企業価値を継続的に向上させる目的で、平成24年12月期を翌期以降の収益改善に直結するための既存事業と資産の再評価の年と位置付けております。今後の当社グループの成長とグループ経営基盤の強化に不可欠なものと考え、一時的に収益を圧迫することとなりますが、これらの施策を優先的に実施してまいります。

その結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の売上高は734,307千円、営業損益は261,636千円の営業損失となりました。

経常損益につきましては、持分法投資損失及び上場関連費用により270,846千円の経常損失、純損益につきましては、負ののれんの発生等により特別利益409,215千円を計上しましたが、ソフトウェア資産の見直しによる減損、投資有価証券評価損等の特別損失437,434千円、税効果会計に係る繰延税金資産の取崩等77,203千円により376,269千円の四半期純損失となりました。

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

<電子書籍サポート事業>

電子書籍サポート事業の中心である携帯電話市場においては、平成24年6月末で国内携帯電話加入契約数が1億2,577万台（「EMOBILE」を除く）となっております。（社団法人電気通信事業者協会発表「携帯電話・PHS契約数」より）

また、スマートフォンの状況は、2011年度の出荷台数が前年比2.8倍の2,417万台（2010年度は855万台）に拡大し、総出荷台数に対するスマートフォン出荷台数比率が56.6%（2010年度は22.7%）となり、年度別では初めて過半数を占める結果となりました。（株式会社MM総研発表より）

このような経営環境の中、スマートフォン向けコンテンツ市場においては、平成23年11月よりNTTドコモによるポータルサイト「dメニュー」が開始される等、スマートフォンでのビジネス環境は整いつつあり、スマートフォン端末向け総合電子書籍ビューア「BS Reader」を利用するサービスも平成24年6月で100サービスとなっております。また、HTML5技術を利用した「BS Reader for Browser」の提供を開始し、Webブラウザ上でリッチな演出のコミック閲覧が可能になりました。既存のサービスモデルとは異なり、HTML5対応のWebブラウザを使うことにより、ビューアアプリをダウンロードすることなく電子書籍の書店サイトからシームレスなコミック閲覧が可能となり、市場に流通している1,000万ファイルを超えるBSフォーマットのコンテンツ配信を実現したことで、スムーズにサービスを開始することができるようになりました。

以上の結果、総合電子書籍ビューア「BS Reader」を軸として推進する電子書籍サポート事業につきましては、売上高は346,530千円、営業利益は24,490千円となりました。

<クリエイターサポート事業>

クリエイターをトータルに支援するクリエイターサポート事業においては、イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」及びマンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」等に加え、5月末に初心者からプロフェッショナルに至る広いグラフィクス・クリエイターのニーズを満たす機能を備えた「CLIP STUDIO PAINT PRO」をリリースいたしました。また、インターネットを通じてイラスト、マンガ、アニメ、小説を制作するクリエイターの創作活動をトータルに応援するサイト「CLIP」では、平成24年6月末時点において登録者数は21万人となっております。

以上の結果、売上高は124,549千円となりましたが、サービス拡充に向け積極的にシステム開発を行ったことにより営業損失は152,229千円となりました。

<ミドルウェア事業>

デジタル家電機器向けにユーザーインターフェースソリューション提供を行うミドルウェア事業においては、車載機、業務用カラオケ機器等を中心に、デザイン領域を含めた総合的なユーザーインターフェースソリューションに対する需要が旺盛であり、ハードウェアメーカーに対する受託開発収入が順調に推移しております。また、これらに係るライセンス収入も堅調であります。

以上の結果、ミドルウェア事業の売上高は、194,090千円となりましたが、販売管理費を吸収できず営業損失は89,054千円となりました。

<アプリケーション事業>

ミドルウェア事業で培ったノウハウをサービス領域に提供するアプリケーション事業においては、通信キャリアやサービス事業者、ゲーム開発会社等からのサービス・コンテンツの開発を受託すると共に、サービスの運用受託や、サービス事業者との共同運営等を継続的に行い、収益性の向上に努めております。当期は、ゲームコンテンツ分野においても運用受託の割合を増やす施策をとっております。

以上の結果、アプリケーション事業の売上高は、69,136千円となり、販売管理費を吸収できなかったことに加え、ゲームコンテンツの受託開発案件において受注損失引当金24,049千円を計上したことから、営業損失は84,775千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、5,102,999千円となりました。うち、流動資産は2,992,165千円であり、主な内容は現金及び預金1,985,287千円であります。また、固定資産は2,099,266千円であり、主な内容はソフトウェア1,301,332千円であります。

当第2四半期連結会計期間末における総負債は、1,881,696千円となりました。うち、流動負債は1,161,254千円であり、固定負債は720,441千円であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、3,221,303千円となりました。なお、自己資本比率は、62.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、223,539千円となりました。これは主として、税金等調整前四半期純損失299,065千円の計上や負ののれん発生益408,113千円の計上等があったものの、減価償却費の計上153,115千円、減損損失の計上394,407千円、売上債権の減少額408,265千円等の資金の増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、259,774千円となりました。これは主として、ソフトウェア等の無形固定資産248,357千円の取得、有形固定資産6,556千円の取得等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、110,500千円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出70,476千円、短期借入金の返済による支出40,000千円等があったことによるものであります。

この結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、1,631,958千円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度について、中長期的に企業価値を継続的に向上させる目的で、翌期以降の収益改善に直結するための既存事業と資産の再評価の年と位置付けております。これらを、今後の当社グループの成長とグループ経営基盤の強化に不可欠なものと考え、一時的に収益を圧迫する事となりますが、今後の当社グループの成長のため、これらの施策を優先的に実施してまいります。そのような中で、当社グループが対処すべき課題と対処の方法は次のとおりであります。

グループ経営体制の確立とガバナンスの強化

当社グループは、中長期の経営目標を達成するための経営資源配分の選択と集中をグループ全体で円滑に運営するために、グループ経営体制の確立とガバナンス体制を強化する必要があります。そのために、当社取締役とグループ構成各社の取締役を中心とした「グループ戦略会議」と「技術戦略会議」を設け、経営と業務執行のガバナンスを強化してまいります。

投資の選択と集中の強化

当社グループの事業セグメントにおいて、新たな事業の柱の育成と成長を目指す「戦略投資事業」と位置付けている「クリエイターサポート事業」、「ミドルウェア事業」においては、投資から資金回収までの期間が長期となることから、投資の選択と集中をより強化していく必要があります。そのために、収益と投資や運営コストとの関連をより客観的にモニタリングするため、事業別の資金獲得能力を基準とした評価を行い、「グループ戦略会議」にて投資の選択と集中を実施してまいります。

グループ経営における経営の効率化

当社グループの事業セグメントにおいて、「収益力強化事業」と位置付けている「電子書籍サポート事業」、「アプリケーション事業」及び間接部門を中心として、生産性・収益性の高いオペレーションを実現していく必要があります。そのために、組織の統廃合やオペレーションの見直しなどによる効率化を推進してまいります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、10,227千円であります。

(6) 従業員数

連結会社の状況

平成24年6月30日現在

従業員数(名)	277 (22)
---------	-------------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第2四半期連結会計期間の平均を()外数で記載しております。

提出会社の状況

平成24年6月30日現在

従業員数(名)	29 (-)
---------	-----------

(注)従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は当第2四半期会計期間の平均を()外数で記載しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,635,570	6,635,570	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、 剰余金の配当に関する請 求権その他の権利内容に 何ら限定のない、当社に おける標準となる株式で す。なお、当社は種類株式 発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であ り、また、単元株式数は 100株です。
計	6,635,570	6,635,570		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社セルシス及び株式会社エイチアイが発行した新株予約権は、平成24年4月2日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が当第2四半期会計期間において発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

アートスパークホールディングス株式会社第1回新株予約権

(株式会社セルシスによる平成16年1月28日定時株主総会決議)

新株予約権の数	90個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株
新株予約権の行使時の払込金額	534円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:534円(注)3 資本組入額:267円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算

出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第2回新株予約権

(株式会社セルシスによる平成16年1月28日定時株主総会決議)

新株予約権の数	5個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	1,500株
新株予約権の行使時の払込金額	534円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:534円(注)3 資本組入額:267円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社と協力関係にあることを要する。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限

度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第3回新株予約権
(株式会社セルシスによる平成17年2月16日臨時株主総会決議)

新株予約権の数	226個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	67,800株
新株予約権の行使時の払込金額	534円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成27年2月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:534円(注)3 資本組入額:267円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金534円とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第4回新株予約権
(株式会社セルシスによる平成18年1月25日定時株主総会決議)

新株予約権の数	216個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	64,800株
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年1月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:800円(注)3 資本組入額:400円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金800円とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第5回新株予約権
(株式会社セルシスによる平成19年1月30日定時株主総会決議)

新株予約権の数	140個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,396円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年11月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:1,396円(注)3 資本組入額:698円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,396円とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第6回新株予約権
 (株式会社セルシスによる平成22年1月28日定時株主総会決議)

新株予約権の数	182個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	18,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1,190円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年11月15日から平成31年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:1,190円(注)3 資本組入額:595円(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 新株予約権の割当を受けた者が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、その者が保有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨を取締役会で決議することができるものとする。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,190円とする。
 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株を発行するとき又は自己株式を処分するとき(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い

算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第7回新株予約権

(株式会社エイチアイによる平成16年1月27日臨時株主総会決議)

1. 新株予約権の数	591個
2. 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
3. 新株予約権の目的となる株式の数	248,220株
4. 新株予約権の行使時の払込金額	655円(注)2
5. 新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成26年1月31日まで
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:655円(注)3 資本組入額:328円(注)3
7. 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。</p> <p>新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
8. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、又は当社が完全子会社となる株式移転についての株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、新株予約権者が上記7.により新株予約権を行使し得なくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。</p>
9. 新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
10. 代用払込みにに関する事項	

<p>11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の際の新株予約権の取扱い 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権者に対して、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を交付する。ただし、当該株式交換についての株式交換契約又は当該株式移転についての株式移転計画を承認する株主総会において、その交付する新株予約権の内容として、以下に定める方針に沿った決議がなされた場合に限る。</p> <p>新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記5. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件、並びに完全親会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記7. 及び8. に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>
-------------------------------------	--

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金655円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

アートスパークホールディングス株式会社第8回新株予約権

(株式会社エイチアイによる平成18年3月16日臨時株主総会決議)

1. 新株予約権の数	591個
2. 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
3. 新株予約権の目的となる株式の数	62,055株
4. 新株予約権の行使時の払込金額	655円(注)2
5. 新株予約権の行使期間	平成24年4月2日から平成28年2月29日まで
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:655円(注)3 資本組入額:328円(注)3
7. 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。</p> <p>新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権発行時において当社の関連会社等の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の関連会社等の役員又は従業員であることを要する。また、当社の関連会社等の取締役又は従業員は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
8. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、又は当社が完全子会社となる株式移転についての株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、新株予約権者が上記7.により新株予約権を行使し得なくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。</p>
9. 新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
10. 代用払込みに関する事項	

<p>11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の際の新株予約権の取扱い 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権者に対して、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を交付する。ただし、当該株式交換についての株式交換契約又は当該株式移転についての株式移転計画を承認する株主総会において、その交付する新株予約権の内容として、以下に定める方針に沿った決議がなされた場合に限る。 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 新株予約権を行使することができる期間 上記5. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。 その他の新株予約権の行使の条件、並びに完全親会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記7. 及び8. に準じて決定する。 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>
-------------------------------------	--

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金655円とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月2日～ 平成24年6月30日	6,635,570	6,635,570	1,000,000	1,000,000	250,000	250,000

(注)発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、平成24年4月2日付で株式会社セルシス及び株式会社エイチアイの共同株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社川端本舗	神奈川県横浜市都筑区大丸7-26	294,000	4.43
川上 陽介	東京都世田谷区	246,400	3.71
川端 一生	神奈川県横浜市都筑区	198,135	2.98
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	193,200	2.91
ガイアホールディングス株式会社	東京都新宿区西早稲田2-18-18	178,200	2.68
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区渋谷2-21-1	168,000	2.53
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂1-7-1	159,600	2.40
キヤノン株式会社	東京都大田区下丸子3-30-2	126,000	1.89
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪府大阪市中央区本町3-2-5	105,000	1.58
東映アニメーション株式会社	東京都練馬区東大泉2-10-5	101,700	1.53
計		1,770,235	26.67

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式6,580,100	65,801	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	55,470		
発行済株式総数	6,635,570		
総株主の議決権		65,801	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式が80株含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(注) 当四半期連結会計期間末における自己保有株式は80株であります。

2 【役員 の 状 況】

当四半期報告書提出日現在における当社の役員 の 状 況 は、 以 下 の と お り で す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		川端 一生	昭和37年 7月22日	昭和59年 4月 関西日本電気ソフトウェア株式会社入社 昭和61年11月 神戸日本電気ソフトウェア株式会社入社 昭和63年 8月 株式会社ジェロン入社 平成 2年 4月 有限会社エイチアイ入社（現株式会社エイチアイ） 平成 3年10月 株式会社エイチアイ代表取締役（現任） 平成10年 6月 Mascot Capsule Inc. (現HI CORPORATION America, Inc.) 取締役（現任） 平成14年 8月 Mascot Capsule Singapore Pte. Ltd. (現HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.) 取締役 平成24年 4月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 2	198,135
代表取締役 社長		村上 匡人	昭和43年 5月17日	平成 4年 4月 ソニー株式会社入社 平成18年 4月 株式会社セルシス入社 平成19年 1月 同社取締役 平成19年 8月 同社取締役業務企画部長 平成20年10月 5digistar株式会社代表取締役社長 平成20年11月 株式会社セルシス取締役 平成22年 1月 同社業務支援部長 平成23年 1月 同社取締役経営支援部長（現任） 平成24年 4月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	-
取締役		川上 陽介	昭和35年 9月28日	昭和62年 6月 株式会社キャディックス入社 平成 3年 5月 株式会社セルシス設立代表取締役社長 平成19年 1月 同社代表取締役会長 平成20年 1月 同社取締役会長 平成21年12月 株式会社マスターピース取締役 平成22年 1月 株式会社セルシス取締役 平成23年 1月 同社顧問 平成23年 2月 株式会社マスターピース代表取締役社長 5digistar株式会社代表取締役社長（現任） 株式会社ネットディメンション取締役 平成24年 1月 株式会社セルシス取締役（現任） 平成24年 4月 当社取締役（現任） 平成24年 6月 株式会社ネットディメンション代表取締役（現任） 平成24年 7月 株式会社マスターピース取締役（現任）	(注) 2	246,400
取締役		星 和彦	昭和42年 1月20日	平成 2年 4月 株式会社久世入社 平成15年 7月 ゼロエクス株式会社入社 平成16年 2月 インブルーテクノロジー株式会社入社 平成19年 4月 住信インベストメント株式会社（現三井住友トラスト・インベストメント株式会社）入社 平成19年11月 株式会社エイチアイ入社 管理部財務経理課課長 平成20年 5月 同社管理部部長（現任） 平成20年 6月 同社取締役（現任） 平成20年 8月 HI CORPORATION America, Inc. 最高財務責任者（現任） 平成23年 3月 HI KOREA & CO. 理事 平成24年 4月 当社取締役（現任）	(注) 2	1,865

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		伊藤 賢	昭和43年 3月26日	平成3年4月 ピーアーク株式会社(現ピーアークホールディングス株式会社)入社 平成13年2月 株式会社セルシス入社 平成14年8月 同社総務部長 平成15年1月 同社取締役総務部長 平成18年12月 同社取締役財務部長 平成20年11月 同社取締役財務経理部長 平成23年1月 同社取締役管理部長(現任) 平成24年4月 当社取締役(現任)	(注)2	14,700
取締役		青山 智信	昭和43年 5月15日	平成3年4月 日産トレーディング株式会社入社 平成12年11月 株式会社ACCESS入社 平成22年6月 株式会社エイチアイ入社 インターフェース技術部門営業部担当部長 平成23年1月 同社インターフェース技術部門副部門長 平成23年6月 同社取締役(現任) 平成23年7月 同社営業部部長(現任) 平成24年4月 当社取締役(現任)	(注)2	-
監査役 (常勤)		渡辺 優	昭和22年 9月11日	昭和46年4月 株式会社ニチイ(現株式会社マイカル)入社 昭和49年11月 株式会社マルエツ入社 昭和61年2月 株式会社ベターライフ取締役管理部長 平成元年1月 同社監査役 平成元年2月 株式会社アイジーエス入社 平成元年3月 同社取締役経営企画室長 平成4年3月 同社監査役 平成4年5月 ピーアーク株式会社(現ピーアークホールディングス株式会社)入社 平成4年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成14年1月 株式会社セルシス監査役(現任) 平成20年10月 5digistar株式会社監査役(現任) 平成24年4月 当社監査役(現任)	(注)3	19,500
監査役		大澤 孝	昭和16年 2月18日	昭和38年4月 野村證券株式会社入社 平成5年5月 上田短資証券株式会社常務取締役 平成9年10月 同社代表取締役社長 平成14年9月 有限会社シーアンドディー取締役 平成15年6月 株式会社エイチアイ監査役(現任) 平成20年4月 HI KOREA & CO. 監事 平成24年4月 当社監査役(現任)	(注)3	-
監査役		小高 正裕	昭和36年 4月20日	昭和61年10月 サンワ等松監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 平成2年3月 公認会計士登録、税理士登録、小高正裕公認会計士事務所開業(現任) 平成15年6月 榛原鯉販売株式会社監査役(現任) 平成19年1月 株式会社セルシス監査役(現任) 平成24年4月 当社監査役(現任)	(注)3	-
計						480,600

(注) 1 監査役の大澤孝及び小高正裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 取締役の任期は、当社の設立日である平成24年4月2日から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査役の任期は、当社の設立日である平成24年4月2日から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

当四半期報告書は、設立第1期として最初に提出するものであるため、前年同四半期連結会計期間及び前連結会計年度末に係る記載は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年4月2日から平成24年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月2日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成24年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,985,287
売掛金	598,259
製品	20,470
仕掛品	107,351
原材料及び貯蔵品	160,217
その他	135,501
貸倒引当金	14,922
流動資産合計	2,992,165
固定資産	
有形固定資産	
建物	113,454
減価償却累計額	67,592
建物(純額)	45,861
工具、器具及び備品	274,087
減価償却累計額	238,385
工具、器具及び備品(純額)	35,702
建設仮勘定	1,188
有形固定資産合計	82,752
無形固定資産	
ソフトウェア	1,301,332
ソフトウェア仮勘定	73,712
その他	30,227
無形固定資産合計	1,405,272
投資その他の資産	
投資有価証券	409,002
敷金及び保証金	202,239
投資その他の資産合計	611,241
固定資産合計	2,099,266
繰延資産	
創立費	11,566
繰延資産合計	11,566
資産合計	5,102,999

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成24年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	254,983
短期借入金	310,000
1年内返済予定の長期借入金	248,572
未払法人税等	11,607
返品調整引当金	7,259
受注損失引当金	24,049
その他	304,783
流動負債合計	1,161,254
固定負債	
長期借入金	598,681
退職給付引当金	74,541
繰延税金負債	47,219
固定負債合計	720,441
負債合計	1,881,696
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	1,867,600
利益剰余金	316,570
自己株式	24
株主資本合計	3,184,146
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	11,949
その他の包括利益累計額合計	11,949
新株予約権	25,207
純資産合計	3,221,303
負債純資産合計	5,102,999

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月2日 至平成24年6月30日)
売上高	734,307
売上原価	640,568
売上総利益	93,738
返品調整引当金戻入額	7,086
返品調整引当金繰入額	7,259
差引売上総利益	93,566
販売費及び一般管理費	355,202
営業損失()	261,636
営業外収益	
受取利息	351
受取配当金	5,000
その他	604
営業外収益合計	5,955
営業外費用	
支払利息	3,111
持分法による投資損失	7,981
その他	4,072
営業外費用合計	15,165
経常損失()	270,846
特別利益	
負ののれん発生益	408,113
その他	1,101
特別利益合計	409,215
特別損失	
減損損失	394,407
投資有価証券評価損	43,026
特別損失合計	437,434
税金等調整前四半期純損失()	299,065
法人税等	77,203
少数株主損益調整前四半期純損失()	376,269
四半期純損失()	376,269

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月2日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	376,269
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	13,459
その他の包括利益合計	13,459
四半期包括利益	362,809
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	362,809
少数株主に係る四半期包括利益	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月2日 至平成24年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	299,065
減価償却費	153,115
株式報酬費用	1,496
新株予約権戻入益	101
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,990
返品調整引当金の増減額(は減少)	172
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,746
受注損失引当金の増減額(は減少)	24,049
受取利息及び受取配当金	5,351
支払利息	3,111
為替差損益(は益)	361
持分法による投資損益(は益)	7,981
負ののれん発生益	408,113
減損損失	394,407
投資有価証券評価損益(は益)	43,026
売上債権の増減額(は増加)	408,265
たな卸資産の増減額(は増加)	169,754
仕入債務の増減額(は減少)	8,446
その他	89,804
小計	226,713
利息及び配当金の受取額	5,351
利息の支払額	3,177
法人税等の支払額	5,347
営業活動によるキャッシュ・フロー	223,539
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	900
有形固定資産の取得による支出	6,556
無形固定資産の取得による支出	248,357
投資有価証券の取得による支出	3,960
投資活動によるキャッシュ・フロー	259,774
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	40,000
長期借入金の返済による支出	70,476
自己株式の取得による支出	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	361
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	147,096
現金及び現金同等物の期首残高	698,909
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	1,080,144
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,631,958

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)	
(有形固定資産の減価償却方法の変更)	当社グループは法人税法の改正に伴い、当第2四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 この変更による当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成24年4月2日至平成24年6月30日)

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は、平成24年4月2日に株式会社セルシスと株式会社エイチアイが経営統合し、両社を完全子会社として設立されました。なお、設立に際し、株式会社セルシスを取得企業として企業結合会計を行っており、株式会社セルシス及び株式会社エイチアイを連結の範囲に含め、5digistar株式会社及び株式会社マスターピースを持分法の適用範囲に含めております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)セルシス、(株)エイチアイ

(2) 非連結子会社の名称

HI CORPORATION America, Inc.、HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、四半期純損益及び利益剰余金等は、いずれも四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

5digistar(株)、(株)マスターピース

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

HI CORPORATION America, Inc.、HI CORPORATION Singapore Pte.Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、四半期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、直近の四半期に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

a 子会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

四半期連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ取引

時価法

ハ たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量又は見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
 - （3）重要な繰延資産の処理方法
 - イ 株式交付費については、支出時に全額費用処理しております。
 - 創立費については、5年で均等償却しております。
 - （4）重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 返品調整引当金
将来発生する見込みの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率により計上しております。
 - 八 退職給付引当金
当社グループの一部において従業員の退職給付に備えるため、当四半期連結会計期間末における自己都合要支給額の見込額に基づき、計上しております。
 - 二 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当四半期連結会計期間末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を引当計上しております。
 - （5）重要な収益及び費用の計上基準
 - 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
 - イ 当四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）
 - その他の契約
完成基準
 - ビューア利用売上の計上基準
ビューア利用売上は、取引先からのビューア利用報告書に基づき売上計上し、決算日において当該報告書が受領できない期間については過去の売上実績に基づき見積計上しております。後日、取引先からのビューア利用報告書の受領により当社計上額と当該報告額との差額につき売上調整しております。
 - （6）重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、四半期連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - （7）重要なヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理によっております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息
 - 八 ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。
 - 二 ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップのため、有効性の評価は省略しております。
- （8）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。
- （9）その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）
第2四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)
給料手当及び賞与	114,563 千円
退職給付費用	2,660 千円
貸倒引当金繰入額	6,216 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)
現金及び預金	1,985,287 千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	353,329 千円
現金及び現金同等物	1,631,958 千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年4月2日に株式会社セルシスと株式会社エイチアイの共同株式移転の方法による持株会社として設立されました。この結果、当第2四半期連結会計期間末において、資本金は1,000,000千円、資本剰余金は1,867,600千円、利益剰余金は316,570千円、自己株式は24千円となっております。なお、発行済株式総数は、6,635,570株です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月2日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	電子書籍サ ポート事業	クリエイ ターサポ ート事業	ミドルウェ ア事業	アプリケー ション事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	346,530	124,549	194,090	69,136	734,307	-	734,307
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	1,708	5,606	5,285	12,600	12,600	-
計	346,530	126,257	199,696	74,422	746,907	12,600	734,307
セグメント利益又はセグメン ト損失()	24,490	152,229	89,054	84,775	301,569	39,932	261,636

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社収益、全社費用の純額であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「クリエイターサポート事業」セグメントにおいて、当初の予想よりも収益性が低下している資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては、394,407千円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当社は、平成24年4月2日に、株式会社セルシスと株式会社エイチアイの共同株式移転の方法による持株会社として設立されましたが、株式会社セルシスを取得企業とする過程において、負ののれん408,113千円が発生しました。当該負ののれんは、特定の報告セグメントに係るものではないため、報告セグメントごとの重要な負ののれん発生益はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成24年4月2日 至 平成24年6月30日)

取得による企業結合

当社は、平成24年4月2日に株式会社セルシスと株式会社エイチアイが経営統合し、株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、株式会社セルシスを取得企業、株式会社エイチアイを被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後の企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エイチアイ

事業の内容 ミドルウェア事業

アプリケーション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

グラフィクスという共通のコア技術に基づく研究開発型企業である両社が、研究開発の共同化、要素技術の相互利用等により、株式会社セルシスの強みである二次元グラフィクスにおけるアプリケーション技術と株式会社エイチアイの強みである三次元グラフィクスにおけるミドルウェア技術、デザイン力等を融合し製品群を多様化するとともに、従来の両社のビジネスモデルの枠を超えた新たな事業領域の創出を行い、リッチグラフィクスコンテンツ、ユーザーインターフェースの制作から流通に関わるソリューションの開発と提供に取り組むため、共同持株会社を設立いたしました。

(3) 企業結合日

平成24年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5) 結合後企業の名称

アートスパークホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社セルシスの株主が、本株式移転により設立される新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は株式会社セルシスが取得企業に該当し、株式会社エイチアイが被取得企業となります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

平成24年4月2日から平成24年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	1,300,908千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用	62,007千円
取得原価		1,362,915千円

4. 株式の種類別の交換比率及び算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

株式会社セルシスの株式1株に対して共同持株会社の株式100株を、株式会社エイチアイの株式1株に対して共同持株会社の株式105株をそれぞれ割当て交付しました。

(2) 株式交換比率の算定方法

株式会社セルシスは有限責任監査法人トーマツを、株式会社エイチアイは野村證券株式会社をそれぞれ第三者機関として選定して株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に当事者間で協議の上、決定しました。

(3) 交付株式数

6,635,570株

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 金額 408,113千円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価は、株式会社セルシス株式の上場廃止日前日（平成24年3月27日）の株価を基礎に算定しており、すべての識別可能な資産及び負債に対する取得原価の配分の見直しを行っても、なお、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月2日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	56円70銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	376,269
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	376,269
普通株式の期中平均株式数(株)	6,635,518
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-
普通株式増加数(株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

アートスパークホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアートスパークホールディングス株式会社の平成24年4月2日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年4月2日から平成24年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月2日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アートスパークホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。